

厚生労働省発基安 0 3 2 4 第 2 号

労働政策審議会

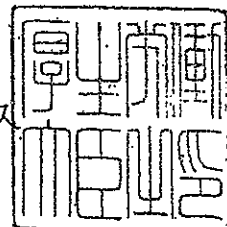
会長 樋口 美雄 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「高気圧作業安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 2 6 年 3 月 2 4 日

厚生労働大臣

田村 憲久



高気圧作業安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 高気圧作業安全衛生規則の一部改正

一 事業者は、労働者の危険又は高気圧障害等を防止するため、作業方法の確立、作業環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

二 労働者を高圧室内業務に従事させる事業者について、次のとおりとすること。

(一) あらかじめ、作業計画を定め、当該作業計画により高圧室内業務を行うとともに、当該計画を関係労働者に周知させなければならないこと。

(二) 高圧下の作業の時間の制限に関する規定を削除すること。

(三) 作業室及び気こう室における酸素、窒素及び二酸化炭素の分圧が一定の範囲に収まるように、必要な措置を講じなければならないこと。

(四) 高圧室内作業者の酸素ばく露量が、一定の値を超えないように、必要な措置を講じなければならないこと。

(五) 厚生労働大臣が定める区間ごとに、半飽和時間に応じて厚生労働大臣が定めるところにより区分さ

れた人体の組織（以下「半飽和組織」という。）の全てについて、半飽和組織内に存在する不活性ガス（窒素及びヘリウムをいう。以下同じ。）の分圧が、当該半飽和組織が許容することが出来る最大の不活性ガスの分圧を超えないように、減圧を停止する圧力及び当該圧力下において減圧を停止する時間を定め、当該時間以上減圧を停止しなければならないこと。

(六) 減圧を終了した者に対して、当該減圧を終了した時から十四時間は、重激な業務に従事させてはならないこと。

(七) 高圧室内業務を行う都度、作業計画に示した事項についての記録等を作成し、これらを五年間保存しなければならないこと。

三 労働者を潜水業務に従事させる事業者について、次のとおりとすること。

(一) あらかじめ、作業計画を定め、当該作業計画により潜水業務を行うとともに、当該計画を関係労働者に周知させなければならないこと。

(二) 潜水時間の制限に関する規定を削除すること。

(三) 潜水作業者が吸入する時点の酸素、窒素及び二酸化炭素の分圧が一定の範囲に収まるように、必要

な措置を講じなければならないこと。

- (四) 潜水作業者の酸素ばく露量が、一定の値を超えないように、必要な措置を講じなければならないこと。

- (五) 厚生労働大臣が定める区間ごとに、半飽和組織の全てについて、半飽和組織内に存在する不活性ガスの分圧が、当該半飽和組織が許容することができると最大の不活性ガスの分圧を超えないように、浮上を停止させる水深の圧力及び当該圧力下において浮上を停止させる時間を定め、当該時間以上浮上を停止させなければならないこと。

- (六) 浮上を終了した者に対して、当該浮上を終了した時から十四時間は、重激な業務に従事させてはならないこと。

- (七) 潜水業務を行う都度、作業計画に示した事項についての記録等を作成し、これらを五年間保存しなければならないこと。

- (八) 純酸素の使用制限に関する規定を削除すること。

- 四 再圧室を使用したときの加圧及び減圧の状況の記録を五年間保存しなければならないこととする。

五 加圧（潜降）を開始した時から減圧（浮上）を開始する時までの時間等を定めた別表第一から別表第三までを削除すること。

六 その他、所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日等

一 この省令は、平成二十七年四月一日から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を設けること。